4　この法律の施行前に投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。）と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等（旧投信法第百十五条の六第一項に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。）がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものについては、新投信法第百十六条の三の規定は、適用しない。

5　この法律の施行前に旧投信法第百三十九条の三第一項に規定する事項の決定があった場合におけるその募集投資法人債（同項に規定する募集投資法人債をいう。）の発行の手続については、新投信法第百三十九条の三第一項第七号の二及び第八号の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6　この法律の施行の際現に存する投資法人債（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人債をいう。以下この項において同じ。）であって、投資法人債管理者を定めていないもの（この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に前項の規定によりなお従前の例により投資法人債管理者を定めないで発行された投資法人債を含む。）には、新投信法第百三十九条の三第一項第七号の二に掲げる事項についての定めがあるものとみなす。

7　この法律の施行の際現に存する投資法人債券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十項に規定する投資法人債券をいう。）の記載事項については、なお従前の例による。

8　この法律の施行前に投資法人債発行法人（投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の九第六項に規定する投資法人債発行法人をいう。）、投資法人債管理者又は投資法人債権者（同法第百三十九条の三第一項第七号に規定する投資法人債権者をいう。）が投資法人債権者集会の目的である事項について提案をした場合については、新投信法第百三十九条の十第二項において準用する新会社法第七百三十五条の二の規定は、適用しない。

（信用金庫法の一部改正）

第三十四条　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条の四」を「第三十九条の六」に、「第四十八条の八」を「第四十八条の十三」に改める。

第十二条第三項中「第六十五条第二項第九号」を「第六十五条第二項第十号」に改め、同条第七項中「第七項まで」を「第八項まで」に改める。

第三十五条の六中「及び」を「（第三号から第五号までを除く。）及び」に改め、「できない損害」と」の下に「、同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号（第三号から第五号までを除く。）」と」を加える。

第三十五条の七中「第三十九条の四」を「第三十九条の六」に改める。

第三十八条の二第三項中「この条及び第六十一条第三号において」を削る。

第三十九条の四中「まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を、「株式会社の」の下に「取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者」を、「」が、」の下に「理事及び理事」と、同法第八百四十九条の二中「取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者」とあるのは「理事及び理事」を加え、第四章第五節中同条を第三十九条の六とする。

第三十九条の三の次に次の二条を加える。

（補償契約）

第三十九条の四　金庫が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該金庫が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一　当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二　当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ　当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

ロ　当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2　金庫は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一　前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二　当該金庫が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員等が当該金庫に対して第三十九条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三　役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3　補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した金庫が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該金庫に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4　補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5　第三十五条の五第一項及び第三項並びに第三十九条第二項及び第八項の規定は、金庫と理事との間の補償契約については、適用しない。

6　民法第百八条（自己契約及び双方代理等）の規定は、第一項の決議によってその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

（役員等のために締結される保険契約）

第三十九条の五　金庫が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、役員等を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2　第三十五条の五第一項及び第三項並びに第三十九条第二項の規定は、金庫が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3　民法第百八条（自己契約及び双方代理等）の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によってその内容が定められたときに限る。

第四十六条第一項中「この条及び次条において」を削り、「議決権行使書面」を「会員が議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」という。）」に改める。

第四章第七節中第四十八条の八の次に次の五条を加える。

（電子提供措置の定款の定め）

第四十八条の九　金庫は、理事が総会の招集の手続を行うときは、次に掲げる資料（第四十八条の十一第二項において「総会参考書類等」という。）の内容である情報について、電子提供措置（電磁的方法により会員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって、内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）をとる旨を定款で定めることができる。この場合において、その定款には、電子提供措置をとる旨を定めれば足りる。

一　総会参考書類

二　議決権行使書面

三　第三十八条第五項の計算書類及び業務報告

四　第三十八条の二第五項の計算書類及び業務報告